

社会保障論評22-021号 (作成日: 2022年10月29日)

「年金制度改革 厳しい現実に向き合え」 朝日新聞2022年10月28日付朝刊12面

<第1回社会保障審議会年金部会資料: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_221025doc.html>

- 「いまの年金制度は維持できるのか。給付は十分受けられるのか。楽観的な見通しや、小手先の改革で課題を先送りすることはできない。世代や立場によって異なる不安や疑問を直視し、議論を深めてほしい」とする社会保障審議会年金部会再開を受けた社説である。
- 「深刻なのが、公的年金の土台にあたる基礎年金（国民年金）部分」とし、厚生年金の適用拡大に加え、「20歳から40年間の基礎年金の払い込み期間を45年間に延ばす案」と「厚生年金の財政を使って、国民年金を含む基礎年金部分を底上げする案」に言及している。
- だが、この両案については、早速、ネット上で炎上しているようである。「期間延長の方向性は十分理解できる」としながら「負担を増やすうえでは、国民の理解と納得が欠かせない。…丁寧に合意形成をはかる必要がある」というのは、その辺りの配慮なのだろう。
- しかし、そもそも、支給開始年齢が65歳からなのに、保険料負担が60歳までという姿が異様なのである。5年前の年金部会でも、この点は議論されたが、最大の阻害要因となったのが、「基礎年金の半分を賄う国庫負担分の財源確保」で、財務省の反対が大きかった。
- ところが、税制では、イデコの範囲拡大が行われ、公的年金たる基礎年金を置き去りにして、私的年金への財源投入が行われている。おかしな対応と言わざるを得ない。せめて65歳までの45年間の保険料拠出を任意加入にして、そちらに財源を投入すべきだったろう。
- そのような対応が行われなかったのは、基礎年金というか国民年金を軽視しているからであろう。イデコの適用拡大の非課税恩恵を受ける主体は、公務員を含む被用者であって、国民年金基金やイデコに加入して非課税恩恵を受けている第1号被保険者は僅かである。
- もちろん、公的年金制度への任意加入には、問題がある。公的保険は強制適用が原則であり、加入を選択できるものであってはならないからである。しかし、財源を問題にしながら、公的年金ではなく私的年金に税金を投入するのは、本末転倒であり、いかがわしい。
- この基礎年金の保険料拠出期間延長は、厚生年金と基礎年金の財政問題にも関わりがある。現在は、基礎年金の財政は独立しておらず、国民年金と厚生年金（共済年金を含む）から、基礎年金給付に必要な資金を、基礎年金拠出金として受け取るトンネル勘定である。
- 国民全員の助け合いとされる基礎年金は、本来、国民全員を対象とする独立の保険料財源で運営されるべきなのにも関わらず、1985年の基礎年金制度創設時の財政調整が、そのまま無策にも継続されており、必要な保険料賦課基準の統一の議論も一向に進んでいない。
- 劣化が進む基礎年金の問題に、小手先の対応をすべきではない。現行制度は、基礎年金の満額水準をベースとする障害基礎年金・遺族基礎年金の水準問題や、60歳以上の厚生年金被保険者にかかる40年以上の被保険者期間の給付反映など、本質的課題を内包している。
- 公的年金制度の持続可能性にとっての最大の課題は、支給開始年齢の引き上げである。先進国の中で最も高齢化が進んでいる日本の支給開始年齢が最も早いという状況が、維持可能であるはずがない。受給可能年齢の選択肢の拡大で対応できるものではない。（以上）